

個人情報保護法に係る開示等の判断に関する審査基準

2023年12月
株式会社日本貿易保険

個人情報保護法に係る開示等の判断に関する審査基準

目次

第1節	保有個人情報の開示に関する審査基準	4
第1	開示決定等の審査基準	4
第2	保有個人情報該当性に関する判断基準	6
第3	不開示情報該当性に関する判断基準	9
I.	保有個人情報の開示請求に係る審査基準	9
II.	開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 についての判断基準	10
III.	開示請求者以外の個人に関する情報についての判断基準	11
IV.	法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報 についての判断基準	17
V.	審議、検討等情報についての判断基準	23
VI.	事務又は事業に関する情報についての判断基準	27
第4.	部分開示に関する判断基準	36
第5.	個人の権利利益を保護するための裁量的開示に関する判断基準	39
第6.	保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準	40
第2節	保有個人情報の訂正請求に関する審査基準等	41
第1.	訂正決定等の審査基準	41
第2.	訂正請求に係る保有個人情報該当性に関する判断基準	42
第3.	訂正請求の理由の該当性に関する判断基準	44
第3節	保有個人情報の利用停止請求に関する審査基準等	45
第1.	利用停止決定等の審査基準	45
第2.	利用停止請求に係る保有個人情報該当性に関する判断基準	46
第3.	利用停止請求の理由の該当性に関する判断基準	48
第4節	その他	49

17—一般—10072
2017年 4月 1日
改正18—一般—00004
2018年 1月24日
改正21—一般—00041
2021年 4月 1日
改正23—一般—00267
2023年12月14日

個人情報保護法に係る開示等の判断に関する審査基準

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づく株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準等については、次のとおりとする。

第 1 節 保有個人情報の開示に関する審査基準

第 1 開示決定等の審査基準

【参考：個人情報の保護に関する法律】

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

法第 8 2 条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

1. 開示する旨の決定（法第 8 2 条第 1 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - （1）開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合
 - （2）開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する（法第 7 9 条）。
 - （3）開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（法第 8 0 条）
2. 開示しない旨の決定（法第 8 2 条第 2 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - （1）開示請求書に法第 7 7 条第 1 項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第二項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人（であること（本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）又は未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人（以下「代理人」と総称する。）が、本人に代わって開示請求を行っている場合にあっては、本人の代理人であること）を示す書類に不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、法第 7 7 条第 3 項に基づき開示請求者に補正を求めるものとする。
 - （2）開示請求に係る保有個人情報を会社において保有していない場合（開示請求の対象が法第 6 0 条第 1 項に規定する保有個人情報に該当しない場合及び開示請求の対象が法第 1 2 4 条第 2 項に該当する場合を含む。）
 - （3）開示請求の対象が、法第 6 0 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報及び法第 1 0 9 条第 4

項に規定する削除情報に該当するものである場合又は法以外の法律における適用除外規定により、開示請求の対象外のもの（公簿等の謄本又は抄本、訴訟に関する書類等）である場合

- (4) 開示請求に係る保有個人情報がすべて不開示情報に該当する場合
- (5) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき。
- (6) 開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになる場合。この場合には、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる（法第81条）。
- (7) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の会社の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。会社の事務を混乱又は停滞させることを目的とするなど開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

3. 前2項の判断に当たっては、保有個人情報が該当するかどうかの判断は、「第2 保有個人情報該当性に関する判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、「第3 不開示情報該当性に関する判断基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、「第4 部分開示に関する判断基準」に、個人の権利利益保護の理由による裁量的開示を行うかどうかの判断は、「第5 個人の権利利益を保護するための裁量的開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は、「第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準」に、それぞれよる。

4. 開示する保有個人情報の利用目的については、利用目的を本人に明示することにより、本人若しくは第三者の権利利益を害するおそれ又は国の機関等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（法第62条第2号及び第3号）は、通知を要しない。

第2 保有個人情報該当性に関する判断基準

【参考：個人情報の保護に関する法律】

第二条

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 二 個人識別符号が含まれるもの

2～11 （略）

第六十条

この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2～5 （略）

開示請求の対象が法第2条第1項及び第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1. 「個人に関する情報」（法第2条第1項）

個人に関する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報及び組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

2. 「個人情報」（法第2条第1項）

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ・当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- ・個人識別符号が含まれるもの

3. 「保有個人情報」（法第60条第1項）

行政機関等の職員（独立行政法人等にあつては、その役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。

4. 「行政機関等職員（独立行政法人等にあつては、その役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した」（法第60条第1項）

会社の役員又は職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

5. 「組織的に利用する」（法第60条第1項）

作成又は取得に関与した役職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

6. 「行政機関等が保有している」（法第60条第1項）

会社が当該個人情報について事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。

7. 「法人文書に記録されているものに限る」（法第60条第1項）

個人情報には、紙等の媒体に記録されているものと、そうでないもの（口頭によるもの等）がある

が、法の規律を安定的に運用するためには、個人情報記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提とされている。その上で、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）との整合性を確保する観点から、法人文書に記録されているものに限ることとされている。したがって、役員又は職員が単に記憶しているにすぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。

また、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含む。）に記録されているものも、これらが法人文書に該当しないため保有個人情報に該当しない。

8. 法人文書

開示請求の対象が法第60条第1項に規定する法人文書に該当するかどうかの判断は、情報公開法第2条第2項の規定に基づき、「情報公開法に係る開示等の判断に関する審査基準」の「第2 法人文書該当性に関する判断基準」を参照する。

第3 不開示情報該当性に関する判断基準

I. 保有個人情報の開示請求に係る審査基準

【参考：個人情報の保護に関する法律】

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1. 法第78条の規定に基づく保有個人情報の開示(法第78条本文)

会社は、法第78条の規定により保有個人情報の開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該保有個人情報を開示しなければならないが、この際に考慮すべき事項は以下のとおりとする。

(1) 開示・不開示の基本的考え方

開示請求権制度は、個人が、行政機関の長等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、法では、不開示情報以外は開示しなければならないとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。

(2) 開示の実施の方法との関係

法でいう「開示」とは、保有個人情報の内容があるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。ただし、開示決定された保有個人情報の開示の実施に当たり、保有個人情報の保存、技術上の観点から、例えば、原本での閲覧を認めることが困難である場合に一定の制約を設けることは差し支えない。

(3) 不開示情報の類型

本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の

複数の不開示情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、第一号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることはあり得る。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

(4) 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点（当該開示請求ごとの開示決定等の判断の時点）である。

したがって、会社の内規等に基づき、ある時点において「不開示」等と指定された保有個人情報であっても、実際の開示請求の時点においては、時の経過、社会情勢の変化等により不開示情報を記載した保有個人情報ではないと判断され得る場合がある。

II. 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1項第1号）についての判断基準

【参考：個人情報の保護に関する法律】

第七十八条

一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

1. 「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」

開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり、そのような場合には不開示とする。

本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

Ⅲ. 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号）についての判断基準

参考：個人情報保護に関する法律】

第七十八条

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報とする。

なお、同号の各規定の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

1. 法第78条第1項第2号本文

(1) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。「個人」には、外国に居住している者も含まれ、国籍を問うものではない。また、生存する個人に関する情報のほか、死亡した

個人に関する情報も含まれる。

個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に不開示とし、「個人に関する情報」の判断に当たり、原則として、公務員及び独立行政法人等の役職員に関する情報とそうでない情報とを区別していないが、前者については、特に不開示とすべきでない情報を法第78条第1項第2号ただし書ハにおいて除外している。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」

「営む」とは、同種の行為の反復継続的行為をいい、対価を得てなされるかどうかを問わない。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人に関する情報から除外され、法第78条第3号の規定により判断される。また、事業者としてのものではない氏名、住所等の情報は本号で取り扱い、また、事業者としてのものと明らかではない氏名、住所等の情報も「事業を営む個人の当該事業に関する情報」ではないと判断されるのであれば本号で取り扱うことになる。

(3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であることを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人に関する情報の全体である。ただし、法第79条第2項の規定により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、当該部分以外の部分は法第78条第1項第2号の情報に含まれないものとみなして、法第79条第1項の規定（部分開示）を適用することになる。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられ、写真、映像、音声による情報等も含まれる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、例えば、年齢、性別、印影、履歴、振込金融機関名等、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、「特定の個人を識別することができる」に該当する。

(4) 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」

当該情報単独では開示請求者以外の特定の個人を識別することができないものであっても、他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報には、法

第78条第1項第2号の規定が適用される。

照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。一方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には「他の情報」に含めて考える必要はない。ただし、例えば、保有個人情報の開示を受けた者が、開示請求者以外の個人を特定するために、一般には入手困難な情報を特別に得るために調査活動を行うことも考えられ、照合の対象となる「他の情報」の範囲についても、当該個人情報の性質や内容等に応じて個別に適切に判断する必要がある。

また、識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、開示請求者以外の個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

- (5) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、開示請求者以外の特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、補充的に不開示情報として規定している。

たとえば、匿名の作文や、無記名の個人の著作物（個人の研究成果の発言や講演等の録音テープも含まれる。）等がこれに該当する。

2. 「法令の規定により開示請求者が知ることができる情報」(法第78条第1項第2号イ)

- (1) 「法令の規定により」

「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。なお、「法令の規定」には、訓令その他の命令や会社の内規等は、一般的には法規としての性質を持たないものであり、含まれない。また、法令の規定により期間を限定して法人文書（当該文書に個人情報に記載されているもの）の閲覧のみ許可している場合は、当該期間中は何人でも閲覧できるのであれば、少なくとも当該期間中においては、公にされている情報に該当する。

- (2) 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。また、情報公開法第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができうる情報に含まれる。「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前や年齢、職業等）等が考えられる。

(3) 「知ることが予定されている情報」

実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている情報をいう。「予定」とは、将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。具体的には、例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては未だ調査結果の分析中であったため、通知されていない場合が想定される。

3. 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報(法第78条第1項第2号ロ)

(1) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」

不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要である。

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示することにより開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

なお、そのような蓋然性が高いか否かの事実認定は、特に調査等を行うことまで求められるものではなく、通常知り得る範囲内で判断することとなる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。例えば、人の生命等の保護の達成のために当該情報を開示する以外の代替的方法があることだけをもって、当該情報を開示しないことにはならない。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（法第80条）により判断することとなる。

4. 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報(法第78条第1項第2号ハ)

(1) 「当該個人が公務員等である場合において」

「公務員等」とは、広く公務遂行を担当する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体、独立行政法人等の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。「公務員等」の職及び当該職務遂行に係る情報については、当該情報のうち、当該「公務員等」の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、個人に関する情報としては不開示情報にあたらぬ。

なお、外国政府又は国際機関の職員等は、本法にいう「公務員等」に該当しない。

また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、当該者が公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示となる。

(2) 「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の対応内容に関する情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報などがこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、人事査定・評価情報、給与等情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。なお、人事査定・評価情報や給与等情報は、法第78条第1項第7号の不開示情報にも該当し得ることに留意が必要である。

(3) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

- ① 行政機関その他の国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、どのような地位、立場にある者（「職」）が、どのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはならない。
- ② 他方、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、これを公に

した場合、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあることから、私人における場合と同様、個人に関する情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとなる。すなわち、当該公務員等の職名と氏名の対応関係が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号のハとともに、イが重疊的に適用され、個人に関する情報としては不開示とはならない。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、人事異動の官報への掲載その他行政機関その他国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関その他国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人により作成され、又は行政機関その他国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていることに該当することになる。

5. 具体例

本号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。

ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る保有個人情報に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第78条第1項の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- ・ 氏名、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述等
 - ・ 振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号、単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述等
 - ・ 住所、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、生年月日、印影、振込金融機関名、家族構成、勤務先、出身地、学歴、職歴、結婚歴等
 - ・ その他他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報

IV. 法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第1項第3号）についての判断基準

【参考：個人情報保護に関する法律】

第七十八条

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

法第78条第1項各号に掲げる不開示情報のうち、法人等に関する情報については、同項第3号の規定に基づき判断することとする。第3号に係る情報の開示・不開示の決定に当たっては、本人からの請求に可能な限り応えることを原則としつつも、法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に係る正当な利益を保護するために、これら利益を害するおそれのある情報は不開示とする。また、法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人から開示しないと条件の下に任意に提供された情報についても、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護するために、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示とする。なお、当該規定の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

1. 法人その他の団体に関する情報及び開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第1項第3号本文）

(1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」

株式会社等の会社法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等、外国政府（これに準じるものを含む。）、国際機関（国際会議その他国際的な協調に係る枠組みの事務局等を含む。）も含まれる。また、倒産や廃業、解散等により現時点で存在していない法人等についても、一般的には権利利益が継承された法人等の問題としてその正当な利益等を判断することになるが、個別の事案の内容によっては、「法人その他の団体」に含まれ得る。

ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法第78条第1項第3号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、法第78条第1項第7号等の規定に基づき判断する。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を指し、例えば、事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理、財務、人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報、名誉、社会的信用、社会的活動の自由など法人の権利利益に関する情報等も当然含まれる。また、個別の事案の内容によるが、複数の法人等に関する情報を合算した数値が、当該数値に関連する諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして、特定の法人等又は特定の業界団体に関する情報と認められるのであれば、本号の情報に含まれる場合がある。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第78条第1項第2号の不開示情報に当たるかどうかを検討する必要がある。

(2) 「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)で掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

2. 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報(法第78条第1項第3号ただし書き)

法人等に関する情報についても、開示請求者以外の個人情報と同様、不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要である。

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示する必要性と正当性が認められる。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想され、何らかの因果関係が合理的に推測される場合が含まれる。これらの比較衡量に当たっては、情報の内容や法人等の類型によって法人の正当な利益等には様々な場合が想定され、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

3. 開示にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ(法第78条第1項第3号イ)

(1) 「権利、競争上の地位その他正当な利益」

「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

「競争上の地位」とは、法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、具体的には、製造、販売等において他社に優る地位など、様々なものがある。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。なお、具体的に正当性を判断するに当たり、法令上又は社会通念上保護されることが相当である当該法人等又は事業を営む個人の利益を指す。なお、外国政府、外国法人等の「その他正当な利益」の判断に当たっては、当該国において法令上又は社会通念上保護されることが相当であるか否かについても勘案する必要がある。

(2) 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人は様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係、競争事情等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、「複数の法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人」に関する情報について、同様の事情があり、同様の理由が成り立つのであれば、いずれか一の「法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人」について、「正当な利益等を害するおそれ」が認められれば、当該情報全体（当該複数の法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人にとって）について不開示となる。

また、許認可等の申請における却下、拒否の事実や申告制度に基づく苦情等については、たとえ事実であったとしても、通常公にされず、公になると当該法人等の社会的信用などが侵害され法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがあるものであると判断し得る場合には、「正当な利益等を害するおそれ」があるとして、不開示となる。

さらに、公にされる情報自体からは法人等の権利等が害されるおそれはないが、「他の情報と照合することにより」その可能性が生じる場合には、「害するおそれ」があるものと判断することになる。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

4. いわゆる任意に提供された情報(法第78条第1項第3号ロ)

(1) 「独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」

要請の主体は、法人等と非公開の約束をした会社であることが基本であるが、会社と業務が密接に関連した他の独立行政法人等が要請をした場合にも、適用される。

また、会社又は会社と業務が密接に関連した他の独立行政法人等（以下「会社等」という。）等の要請を受けずに、法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、独立行政法人等の要請を受けずに、法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、会社等が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

なお、この合理的な理由はその都度変わるものであり、一度受諾したからといって同種又は類似の情報の提供に関して開示請求の度に必ず認められるものではなく、個別的な事情や時期、社会的背景等を勘案し、その都度判断する必要がある。また、提供後であっても「法人等の側から非公開の条件が提示され、会社等が合理的な理由があるとしてこれを受諾した」場合には、例外的に、その時点から「会社等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」に該当するものとなる。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、会社が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。なお、会社等と法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人との契約に基づき提出される報告書、申請書等についても、「要請」により提出されたものに該当する。

「開示しない」とは、情報の提供を受けた会社が法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、会社の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の側から会社の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。また、条件を設ける方法については、一般的には文書による方がその存在の立証において容易であるが、文書によらないもの又は黙示的なものも排除するものではなく、例えば、口頭によって条件が付される場合や、当該情報の性質、当時の状況等に照らして開示しないとの条件

が付されたものと合理的に認められる場合なども含まれる。

「提供され」る方法は、書面による提供だけでなく、例えば法人等から口頭で提供された情報であって、会社等の役職員側で法人文書として記録したのものも含まれる。

- (2) 「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人が属する業界（業界に準じて考えられるものを含む。）における通常の見解を意味し、当該法人等において開示していないことだけでは足りない。

一方、「通例」か否かの判断に当たっては、当該法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の正当な利益が具体的に害されているか等の当該法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の個別具体的な事情を勘案する必要はない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮しなければならない。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、本号には当たらない。

5. 具体例

法第78条第1項第3号イの不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る保有個人情報に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第78条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

- (1) 生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ①生産、技術等に関する情報
- ・ 製造工程、製造方法その他の生産・管理のプロセスに関する情報であって、公にすることにより、当該情報が競争相手に知られる蓋然性が高いなど正当な利益を害するおそれがある情報
 - ・ 原燃料構成、設備設計その他の製品・生産技術に関する情報であって、公にすることにより、当該情報が競争相手に知られる蓋然性が高いなど正当な利益を害するおそれがある情報

- ・ 研究開発課題、研究開発成果その他の研究開発に関する情報であって、公にすることにより、当該情報が競争相手に知られる蓋然性が高いなど正当な利益を害するおそれがある情報
- ・ その他生産、技術等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

②営業、販売、運営等に関する情報

- ・ 取引先、取引条件その他の通常一般に入手できない個別の取引内容に関する情報
- ・ 資金調達状況その他の通常一般に入手できない財務に関する情報
- ・ 販売計画その他の販売上の戦略が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
- ・ 設備投資計画、用地取得計画その他の運営上の方針が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
- ・ その他営業、販売、運営等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(2) 事業活動を行う上で内部管理に属する経営方針、経理、人事等に関する以下の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

- ・ 雇用方針その他の経営方針が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
- ・ その他事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(3) 名誉、社会的評価、社会的活動の自由等法人等の権利利益に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

V. 審議、検討等情報（法第78条第1項第6号）についての判断基準

【参考：個人情報の保護に関する法律】

第七十八条

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

法第78条各号に掲げる不開示情報のうち、審議、検討等情報については、同条第6号の規定に基づき判断することとする。なお、当該規定の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

1. 「審議、検討又は協議に関する情報」法第78条第1項第6号

(1) 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

(2) 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての事業等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は会社が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。また、審議、検討又は協議の体制や進め方についての情報も、当該情報が記録された法人文書として作成、取得されていれば、「審議、検討又は協議に関する情報」に含まれ、結果的に意思決定に至らなかった審議、検討等の内容等に関する情報も本号に含まれる。

(3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が開示されると、発言者やその家族に対して危害

が及ぶおそれがある場合（例えば、利害関係の対立の激しい事項についての審議等を行う審議会等において、特定の意見を主張する者に対して、その反対派や利害関係者から、当該発言者やその家族に対し無言電話や嫌がらせが行われるような場合など）がこれに該当する。この場合には、法第78条第1項第7号等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、会社内部の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により意思決定に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることを指す。ここでいう「外部からの圧力」とは、有形無形にかかわらず、直接的なものだけでなく間接的なものも含め、圧力により「不当な」影響を受けるのであればすべて該当し得る。

（４）「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。これは適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民（地域住民等一定の地域コミュニティや高齢者、労働者等一定の社会階層に限られる場合も含む。）への不当な影響が生じないようにするものである。

例えば、特定の事業が検討されている段階で、その検討情報を開示すれば、他の法人等又は個人による不当な妨害等が起こるおそれがある場合がこれに該当する。

なお、会社の審議、検討等を経た後、公表される予定となっている文書であっても、審議、検討中においては、内容の確定していない文書を公にすることにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ等があり得ることから、審議、検討終了までの間の請求については、本号に該当するものとして不開示となる場合がある。

（５）「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合をいう。前期（４）と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。ここで、「特定の者」については、具体的に個人又は法人等が確定していることまでは求められず、ある程度の蓋然性をもってその存在が認められることをもって足りる。また、「利益」又は「不利益」には、経済的なものに限らず、精神的苦痛や社会的信用も含まれ得る。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者や、それ以外の利害関係を有する者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりするおそれがある場合がこれに該当する。

(6) 「不当に」

前記(3)から(5)までにおいて「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益、すなわち会社の説明責任を全うする観点から意思形成過程を明らかにすることの利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で個別に判断することとなる。

2. 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、独立行政法人等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体の決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、全体の意思決定又は他の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に不当に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。具体的には、例えば、選択されなかった選択肢を開示すると将来の審議、検討等の際の選択肢を狭め、将来の審議、検討等に影響する場合がある。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したもの（当該データに対する評価、評価を推測させるもの等、客観的・科学的事実でないものを除く。）であれば、一般的に法第78条第1項第6号に該当する可能性が低いものと考えられる。

3. 具体例

法第78条第1項第6号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る保有個人情報に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第14条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報

にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

(1) 公にすることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある
情報

- ・ 具体的な意思決定の前段階として事業等の選択肢に関する自由討議・検討その他の会社内部における審議、検討等に関する情報であって、公にすることにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれがあるもの
- ・ 会社としての最終的な意思決定に至るまでの過程で独立行政法人等相互間又は国の機関、地方公共団体若しくは地方独立行政法人との間で行われる協議に関する情報であって、公にすることにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれがあるもの
- ・ 調停、仲裁その他の紛争処理上の事案に関する情報
- ・ 叙勲、表彰等に係る推薦に関する情報
- ・ その他公にすることにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報

(2) 公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報

- ・ 関係者による事実関係の確認が得られていない情報
- ・ 専門的な検討を経ていない情報
- ・ 関係者間の調整等を経れば相当程度変更されることが容易に想定される情報
- ・ その他公にすることにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報

(3) 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報

- ・ 一定期間後に公表が予定されている事業の評価等に関する情報
- ・ 実施以前に公表されることが想定されていない不利益処分に関する情報
- ・ その他公にすることにより特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報

VI. 事務又は事業に関する情報（法第78条第1項第7号）についての判断基準

【参考：独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律】

第七十八条

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

法第78条各号に掲げる不開示情報のうち、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報については、開示することにより、公共の利益のために行われるに係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが同条第5号の規定に基づき判断することとする。なお、当該規定の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

1. 「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(法第78条第1項第7号本文)

(1) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてイからトまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらに該当する事務又は事業に関する情報の外にも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

なお、事業の評価に関する情報、記者発表など、一定期間後に一斉に公表される予定となっている情報又は国の期間、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人の審査を経た後、公表される予定となっている文書については、公表日前に開示することにより当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断されるのであれば、本号に該当する。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

(3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は独立行政法人等の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

2. 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信用関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」(法第78条第1項第7号イ)

(1) 「国の安全」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどがこれに当たる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

(2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等のほか、民族解放団体、自主的に外交関係を処理できる能力を有する国営企業体等の団体も含む。）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力会議、国際刑事警察機構等）の事務局等（国際機関における「総会、理事会、事務局」のような固有の常設機関が完全には形成されていない国際的な組織（国際フォーラム）や、通常兵器や核物質の拡散防止等のために自発的に国家間で形成された国際協調のための組織なども含む。）が含まれる（以下「他国等」という。）。

「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。

(3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が望むような交渉成果が得られなくなる、又は国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、国際会議における対処方針等交渉（過去のものを含む。）に関する情報（交渉に関して取られた措置や交渉の対処方針の検討過程の資料などについても含まれる。）であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

3. 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」
（法第78条第1項第7号ロ）

(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」は、「公共安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。したがって、国民の国防意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公開しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

(2) 「公共の安全と秩序の維持」

「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号に含まれる。

また、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

4. 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第78条第1項第7号ハ)

(1) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいい、会社の業務が適切に行われているかを確認するという見地から行う監察もこれに含まれる。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(2) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細であってこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、該当し得ると考えられる。

なお、「不当な」については、前記「V. 審議、検討等情報（法第78条第1項第6号）」についての判断基準」1.（6）を参照する。

5. 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(法第78条第1項第7号二)

(1) 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。例えば、会社の事務中、「交渉」に係る事務として想定している類型としては、補償交渉、土地売買交渉、組合団体交渉等が考えられる。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(2) 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

会社が一方の当事者となる上記の契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を開示することにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利

益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等（交渉結果や要求・陳情書も該当する場合があります。）を開示することにより、当事者として認められるべき地位（当事者の地位を含む。）を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

なお、「不当に」については、前記「Ⅴ. 審議、検討等情報（法第78条第1項第6号）についての判断基準」1.（6）を参照する。

6. 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（法第78条第7号ホ）

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う調査研究の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

なお、各種統計調査においては、当該調査の実施機関、目的、調査対象、調査手法、周期・期日、調査事項等が公にされているところではあるが、具体的な調査対象企業名等のように、それが開示されることにより当該法人に不利益を及ぼすおそれや、事後の協力を得られなくなるため事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する場合がある。

なお、「不当に」については、前記「Ⅴ. 審議、検討等情報（法第78条第1項第6号）についての判断基準」1.（6）を参照する。

7. 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（法第78条第1項第7号ヘ）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

8. 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（法第78条第1項第7号ト）

地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法第二条に規定する地方公営企業をいう。）に係る事業について、正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とする。例えば、生産技術上のノウハウ、販売及び営業に関する情報並びに信用上不利益を与える情報等がある。

独立行政法人等が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、第78条第1項第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。例えば、生産技術上のノウハウ、販売及び営業に関する情報、信用上不利益を与える情報等が該当し、また、当該企業に係る監査、契約、争訟、調査研究、人事管理等の事務についても本号トの該当性を検討する必要がある。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、情報の不開示の範囲は法第78条第1項第3号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

9. 具体例

法第78条第1項第7号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る保有個人情報に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第78条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等が存在する点に留意することが必要である。

（1）公にすることにより、国の安全が害されるおそれがある情報

- ・ 我が国の防衛上の能力を減じる等の影響があるおそれがある情報
- ・ 我が国と他国との関係に関連する安全保障上の利益を損なうおそれがある情報
- ・ 平和と安全の維持のための国際的な協力の実効性を損なうおそれがある情報
- ・ 我が国の存立基盤としての基本的な経済秩序の維持を損なうおそれがある情報
- ・ その他公にすることにより国の安全が害されるおそれがある情報

（2）公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある情報

- ・ 他国等より公開を前提とせず提供された情報
- ・ 他国等との間において、不公表が申し合わされているか、又はその旨が具体的に推測される情報
- ・ 公にすることが、当該情報に関係する他国等に対し不利益を与えるおそれ又は他国等の意思や

国際慣行に反することとなるおそれがある情報

- ・ その他公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある情報

(3) 公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報

- ・ 進行中の交渉に係る我が国の立場を示し、又はこれを類推することに資する情報
- ・ 将来交渉となった場合に我が国の立場を示し、又はこれを類推することに資する情報となるおそれがあるもの
- ・ その他公にすることにより他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- ・ 捜査のための照会又は回答に関する情報・ 犯罪の被疑者又はその参考人、違法又は不正な行為の通報者又は告発者を特定することができると認めるにつき相当の理由がある情報
- ・ 訴訟に関連した照会又は回答に関する情報
- ・ 要人の行動又は警護に関する詳細な情報
- ・ 特定の建造物の警備又は情報システムセキュリティに関する詳細な情報
- ・ 武器、火薬及び放射性物質等の保存場所に関する詳細な情報
- ・ その他公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 公にすることにより、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報

- ・ 監査等の対象、実施時期、調査事項、監査手法その他の監査等に関する詳細な情報
- ・ 試験の管理・監督の手法や判定・評価の手法に関する詳細な情報
- ・ 試験問題、解答例、試験問題の作成要領その他の試験の問題作成に関する詳細な情報
- ・ その他公にすることにより、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報

(6) 公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報

- ・ 企業誘致に係る交渉方針、交渉結果等に関する情報
- ・ 訴訟、不服申立て等に係る争訟方針、打合せ、示談等に関する情報
- ・ その他公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地

方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報

(7) 公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報

- ・ 研究課題、研究成果その他の研究に関する情報であって、公にすることにより、知的所有権や自由な発想、創意工夫、研究意欲等を不当に阻害するおそれがあるもの
- ・ 調査の個別具体的な対象等に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握や事後の協力が困難になるおそれがあるもの
- ・ その他公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報

(8) 公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報

- ・ 職員調書、昇任等の推薦者名簿その他の人事査定・評価に関する情報
- ・ 人事異動、配属その他の人事構想に関する情報
- ・ その他公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報

(9) 公にすることにより、独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報

- ・ 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに準じる情報

第4. 部分開示に関する判断基準

【参考：個人情報の保護に関する法律】

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

法第79条の規定に基づいて部分開示を行う場合には、同規定の解釈として以下の点に留意するものとする。

1. 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」(法第79条第1項)

(1) 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」

一件の保有個人情報に複数の情報が記録されている場合に、情報ごとに、法第78条第1項各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

開示請求は、保有個人情報単位に行われるものであるため、法第78条第1項では保有個人情報に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務が定められているが、法第79条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

(2) 「容易に区分して除くことができるとき」

① 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、法人文書から情報の内容を物理的に除去することをい

う。

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

- ② 保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音テープ、ビデオテープ（録画テープ）、磁気ディスクに記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合や開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。不開示部分と開示部分の分離を既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

- (3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」

- ① 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。
- ② 法第79条第1項は、義務的に開示すべき範囲が定められているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、法の目的に沿った会社の合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、会社が負っている不開示義務に反するものではない。例えば、ある法人の経済活動についての詳細情報がひとまとまりの不開示情報である場合、その一部である外形事実部分のみの情報を開示する場合等がある。

2. 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている場合について (法第79条第2項)

- (1) 「開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」

開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、残りの部分については、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、法第79条第1項の規定により開示することになる。ただし、法第79条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる部分及び個人識別符号とそれら以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

なお、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる部分及び個人識別符号は、法第78条第1項第2号イからハまでのいずれかの規定に該当しない限り、部分開示の対象とならない。

- (2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

特定の個人を識別することができることとなる部分及び個人識別符号を除くことにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人に関する情報としての保護の必要性は乏しくなるが、当該部分及び個人識別符号を除いても、開示することが不適當であると認められる場合もある。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報が記録された法人文書や、個人の未発表の論文等特定の個人を識別させる部分及び個人識別符号を除いても、開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれがあり開示することが不適當であると認められるものは、不開示とする。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないもの限り、部分開示の規定を適用することとしている。

(3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」

この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第78条第1項第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱われることとなり、第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが必要となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

第5. 個人の権利利益を保護するための裁量的開示に関する判断基準

【参考：個人情報の保護に関する法律】

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

法第80条の規定に基づき、個人の権利利益を保護するため不開示情報の裁量的開示を行う場合には、当該規定の解釈として以下の点に留意するものとする。

1. 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」

法第78条第1項各号の不開示情報の規定に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、会社の高度の行政的な判断により、開示することができることとしたものである。

法第78条第1項各号においても、第2号口、第3号ただし書等、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、法第80条では、法第78条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができるものとするものである。

第6. 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準

【参考：個人情報の保護に関する法律】

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

法第81条の規定に基づき、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合には、同規定の解釈として以下の点に留意するものとする。

1. 「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。また、開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、実質的に不開示情報を開示することとなり、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。例えば、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

2. 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由については、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

第2節. 保有個人情報の訂正請求に関する審査基準等

第1. 訂正決定等の審査基準

【参考：個人情報の保護に関する法律】

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

法第93条の規定に基づく訂正又は不訂正の決定（以下「訂正決定等」という。）は、以下により行う。

1. 訂正する旨の決定（法第93条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - （1）訂正請求の全部に理由があると認める場合であって、当該訂正請求の全部が保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内であるとき。
 - （2）訂正請求の全部に理由があると認める場合であって、当該訂正請求の一部が保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内であるとき。この場合には、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内での訂正のみを行う。
 - （3）訂正請求の一部に理由があると認める場合であって、当該訂正請求のうち理由があると認める部分の全部が保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内であるとき。
 - （4）訂正請求の一部に理由があると認める場合であって、当該訂正請求のうち理由があると認める部分の一部が保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内のものであるとき。この場合には、当該訂正請求のうち理由があると認める部分のうち、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内での訂正のみを行う。
2. 訂正しない旨の決定（法第93条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - （1）訂正請求に係る保有個人情報が法第90条第1項各号に規定する保有個人情報に該当しない場合
 - （2）訂正請求が、事実についてではなく、評価・判断の内容そのものについての請求である場合（ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実に該当する。）又は事実関係が明らかにならなかったとき
 - （3）保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められている場合
 - （4）保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過した後に訂正請求があった場合
 - （5）訂正請求書に法第91条第1項各号に規定する事項の記載又は同条第二項に規定する訂正請求

に係る保有個人情報の本人であること（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備が補正することができると思われる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。

(6) 訂正請求に理由があると認められない場合。

(7) 訂正請求が保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えている場合

3. 前2項の判断に当たっては、訂正請求の対象となる保有個人情報に該当するかどうかの判断は「第2 訂正請求に係る保有個人情報該当性に関する判断基準」に、訂正請求に理由があると認めるかどうかの判断は「第3 訂正請求の理由の該当性に関する判断基準」に、それぞれによる。

第2. 訂正請求に係る保有個人情報該当性に関する判断基準

【参考：個人情報の保護に関する法律】

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

法の訂正請求の対象となる「保有個人情報」の範囲は、法第90条第1項に規定されているが、同項の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

1. 「自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するとき」（法第90条第1項）

(1) 「自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）」

法の訂正請求権の対象は、自己を本人とする保有個人情報すべてではなく、法等の開示決定により自己を本人とする保有個人情報として開示を受ける範囲が確定されたものに限ることとしている。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保しようとしたことによる。

(2) 「内容が事実でないと思料するとき」

本条は、法第65条の「正確性の確保」の趣旨を実効あらしめようとするものであることから、訂正請求をすることができるのは、「内容が事実でないと思料するとき」に限られる。

2. 「当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない」（法第90条第1項ただし書き）

保有個人情報の訂正について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとしたものである。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法第94条第1項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手続によることとなる。

3. 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

会社が行った開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報をいう。

4. 「開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの」

会社の開示決定に係るものであれば、他の法令により開示を受けたものであっても、開示を受けた範囲は確定していることから対象となることを意味する。

5. 「評価」に関する情報の取扱い

訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり、本条に基づく訂正請求の対象は「事実」であって、評価・判断には及ばない。このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正をしない旨の決定をすることとなる。法における訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は独立行政法人等の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実当たる。

第3. 訂正請求の理由の該当性に関する判断基準

【参考：個人情報の保護に関する法律】

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

法第92条の規定により、会社は、訂正請求があったときは、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないが、この際に以下の点に留意するものとする。

1. 保有個人情報の訂正義務

(1) 「利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない」

訂正請求権制度は、会社の努力義務として定めている法第65条の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は法第65条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行い、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行わない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正しない。

適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、会社としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、訂正請求の内容とも異なることが判明した場合には、当該訂正請求に理由があると認めることはできない。ただし、この場合には、職権で訂正を行うことの必要性を検討する。

第3節 保有個人情報の利用停止請求に関する審査基準等

第1. 利用停止決定等の審査基準

【参考：個人情報の保護に関する法律】

第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

法第101条の規定に基づく利用停止又は不利用停止の決定（以下「停止決定等」という。）は、以下により行う。

1. 利用停止する旨の決定（法第101条第1項）は、利用停止請求に係る保有個人情報が法第90条第1項各号に規定する保有個人情報に該当する場合であって、当該利用停止請求に理由があると認めるときに次のいずれかの決定を行う。

- (1) 利用停止請求に係る保有個人情報が適法に取得されたものでないと認めるときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有していると認めるときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (3) 利用停止請求に係る保有個人情報が所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用されていると認められるときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (4) 利用停止請求に係る個人情報が所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で提供されていると認めるときは、当該保有個人情報の提供の停止

2. 利用停止しない旨の決定（法第101条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 利用停止請求に係る保有個人情報が法第98条第1項各号に規定する保有個人情報に該当しない場合
- (2) 保有個人情報の利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合
- (3) 保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過した後に利用停止請求があった場合
- (4) 利用停止請求書に法第99条第1項各号に規定する事項の記載に不備がある場合又は同条第二項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人が本人に代わって請求を行っている場合にあつては、本人の代理人であること。）を示す書類に不備があるとき。ただし、当該不備が補正することができるものと認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正

を求めるものとする。

(5) 利用停止請求に理由があると認められない場合。

(6) 利用停止請求に理由があると認めるが、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。ただし、この場合には、当該事務の性質に照らし、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益とを比較衡量した上で慎重に判断する。

3. 前2項の判断に当たっては、利用停止請求の対象となる保有個人情報に該当するかどうかの判断は「第2. 利用停止請求に係る保有個人情報該当性に関する判断基準」に、利用停止請求に理由があると認めるかどうかの判断は、「第3 利用停止請求の理由の該当性に関する判断基準」による。

第2. 利用停止請求に係る保有個人情報該当性に関する判断基準

【参考：個人情報の保護に関する法律】

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内になしなければならない。

法の利用停止請求の対象となる「保有個人情報」の範囲及び利用停止の措置は、法第98条第1項に規定されているが、同項の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

1. 「何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」（法第98条第1項本文）

(1) 「各号のいずれかに該当すると思料するとき」

本項は、会社における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で置かれているものであることから、利用停止を請求することができるのは、開示を受けた保有個人情報が、①適法に取得されたものでない、②利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている、又は③所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されている、のいずれかに該当すると思料するときに限られる。

(2) 「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去」
(法第98条第1項第1号)

①「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき」

いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。なお、第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、本号により利用停止請求の対象となる。

②「第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき」

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報が利用されている場合をいう。

③「第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき」

例えば、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

④「第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

④「利用の停止又は消去」

「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけでなく、一部停止を含む。また、「消去」とは、当該保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。保有個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

(3) 「第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止」 (法第98条第1項第2号)

①「違反して提供されているとき」

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

②「提供の停止」

爾後の提供行為を停止することをいう。なお、本号は、既に提供した保有個人情報の回収についてまで求めるものではない。しかし、違法な提供があったことにかんがみ、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講じる必要がある。

(4) 「利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。」（法第98条第1項ただし書き）

保有個人情報の利用停止について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとなる。

第3. 利用停止請求の理由の該当性に関する判断基準

【参考：個人情報の保護に関する法律】

第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

法第100条の規定に基づく利用停止決定等は以下の基準により行う。

1. 「行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」（法第100条本文）

(1) 「利用停止請求に理由があると認めるとき」

「利用停止請求に理由がある」とは、第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実がある場合をいう。その判断は、所掌事務、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行う。

(2) 「当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」

「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。

なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な範囲内で行うものとし、「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があることをいう。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。こ

の場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

2. 「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」（法第100条ただし書き）

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合は、利用停止しない。

第4節その他

この審査基準の主管部署は総務部総務・広報グループとする。